

# せたな町下水道事業経営戦略

団 体 名 : せたな町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (17年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	20.39人/ha (H27末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	本町の特定環境保全公共下水道事業の処理区数は2処理区(大成処理区、瀬棚処理分区)である。 これ以外に、公共下水道事業として1処理区(北檜山処理区)がある。		
処 理 場 数	本町の特定環境保全公共下水道事業の処理場数は1箇所である。(大成浄化センター) これ以外に、公共下水道事業の処理場が1箇所ある。(北檜山下水処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町の汚水処理については北海道が策定した都道府県汚水処理構想「全道みな下水道構想Ⅲ」に則った整備を実施しているため、現時点において最適化を図ったものとなっている。 さらに、平成25年度に瀬棚処理区と北檜山処理区の統合を事業計画に位置づけ、平成27年度末までに連絡幹線の整備と処理場の中継ポンプ場への改造を実施しており、さらなる最適化が図られている。 共同化については、平成20年度に「汚水処理施設共同整備事業(MICS)」の採択を受け、し尿および浄化槽汚泥を北檜山下水処理場へ受け入れて一元処理を実施している。 広域化については、近隣市町村との調整が必要であり、現時点では実施していない。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の下水道使用料は、平成26年度に改訂を行い、以下の料金体系となっている。(税抜き)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	種別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
		基本水量	料金		
	一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,476	152	
	営業・団体会	15m <sup>3</sup> まで	1,619	152	
	営農用	25m <sup>3</sup> まで	1,619	67	
	工場用	80m <sup>3</sup> まで	6,190	105	
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	5,714	57		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,150 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,260 円
	平成26年度	3,150 円		平成26年度	3,254 円
	平成27年度	3,230 円		平成27年度	3,395 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	資本勘定部門 1人
事業運営組織	本町の下水道事業は、建設水道課において運営されており、簡易水道事業と組織統合された形で運営されている。 現在は、建設部門に1名が配置されている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では事業規模が小さく、施設整備は概ね完了しているため、包括的民間委託を行う内容の業務は現段階では無い。 処理場の日常運転管理や管路等の定期清掃や下水道管の詰まりなどの緊急時対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業は、小規模であり処理水量や汚泥量が少ないため、本町単独でのエネルギー利用は採算が取れる技術は現段階ではない。 また、下水熱については、下水道管路施設からの下水熱利用が考えられるが、本町に布設された下水道管の管径は小さいため、現在の技術では下水熱利用は困難であるため未実施となっている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	終末処理場から中継ポンプ場へ用途変更した「瀬棚中継ポンプ場(旧せたなクリーンセンター)」の空きスペースは、防災備蓄等として目的外使用する計画である。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営の健全化については、高齢化などにより水洗化率が伸び悩んでいる状況である。今後、普及率の向上及び施設維持管理費削減等の取り組みを行うとともに、使用料金の見直し等により、さらに経費の回収率を高めていく必要があると考える。  
また、処理場の統合により処理場が減となることから維持管理費及び、更新費用の削減が見込まれ経営の健全化が図られる。

## 2. 経営の基本方針

本町の下水道事業における経営の基本方針は、公営企業であることを鑑み、「地方財政法第6条」や「地方財政法施行令第46条」に示されている経営の原則に則ることを基本とし、本町の上位計画である「せたな町総合計画(H20～H29)」に準じて、以下のとおりとする。

### 【経営の基本方針】

- ①効率的な改築更新を実施するための、将来の事業量を設定する。
- ②維持管理実績を踏まえた効率的な維持管理費を設定する。
- ③経費負担を明確化し、独立採算制を目指した経営とする。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

本町の特定環境保全公共下水道事業(瀬棚処理分区、大成処理区)は、平成27年度末現在、概ね整備が完了し、現在の整備率は約49%である。今後は、供用開始から17年が経過していることから、処理場施設の機械・電気設備の改築更新が中心となる。計画期間中は、以下の投資を見込むものとする。

#### (1) 設計・調査

設計・調査として、H32およびH37に処理場およびポンプ場の改築更新実施設計を見込む。

(※ H30およびH35の事業計画変更、H30～H31およびH36のストックマネジメント計画策定は、公共下水道に見込んだ)

計画期間(H29～H38)の10年間で約12,500千円を見込む。

#### (2) 処理場・ポンプ場の改築更新

長寿命化計画、ストックマネジメント計画に基づき、処理場・ポンプ場の機械・電気設備を中心として改築修繕を実施する。

(H29～H38)の10年間で約250,000千円を見込む。

#### (3) 管渠の新設

普及促進および浸水対策のため、管渠および樹・取付管の新設を実施する。

(H29～H38)の10年間で約61,000千円を見込む。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

本町の下水道事業の財源としては、下水道使用料収入、建設改良に伴う国庫補助金及び起債、一般会計繰入金及び資本費平準化債を見込む。

#### (1) 下水道使用料

下水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出した。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約263,712千円を見込む。

#### (2) 国庫補助金

国庫補助金は、現行の補助率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約168,250千円を見込む。

#### (3) 起債

起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約143,200千円を見込む。

#### (4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、H28の総務省通知の繰出基準を見込むほか、単年度の再収支が均衡するように基準外を繰り入れる。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約503,329千円を見込む。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の下水道事業の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。

#### (1) 管路施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約55,800千円を見込む。

#### (2) ポンプ場の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約12,500千円を見込む。

#### (3) 処理場施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約158,666千円を見込む。

#### (4) その他維持管理費0

計画期間中(H29～H38)の10年間で約36,900千円を見込む。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化については、近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。共同化については、既に「汚水処理施設共同整備事業(MICS)」による、し尿・浄化槽汚泥の共同処理に取り組んでいる。最適化については、既に処理区の統合に取り組んでいる。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の下水道施設整備は、概ね完了しており、今後は改築更新が事業の中心となる見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を進めていくものとする。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町の下水道使用料は水道使用料金に合わせて改定してきており、今後も、水道の料金改定に合わせて改定を実施していく方針とする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の特定環境保全公共下水道事業では、瀬棚中継ポンプ場(旧 せたなクリーンセンター)に空きスペースがあるが、収入が見込まれるような有効活用は難しい。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与費に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向を踏まえて設定しているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
薬品費に関する事項	薬品費は、処理水量あたりの費用の実績に、将来の処理水量予測値を乗じて計上する。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	委託費は、処理場の運転・維持管理を3年間の長期継続契約としており、今後とも近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

#### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成33年度)には将来の見直しについても、大きく変更がないかを検証し、計画から大幅な乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを行う。また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。
---------------------	--



投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)+(I)	△ 334	541	16,478	22,106	19,718	20,187	11,658	24,072	23,988	23,886	23,986	23,917	23,908	
積立金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)	1,717	1,383	1,924	18,402	40,508	60,226	80,413	92,071	116,143	140,131	164,017	188,003	211,920	
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,383	1,924	18,402	40,508	60,226	80,413	92,071	116,143	140,131	164,017	188,003	211,920	235,828	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支	(N)-(O)	1,383	1,924	18,402	40,508	60,226	80,413	92,071	116,143	140,131	164,017	188,003	211,920	235,828	
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	100	100	98	101	101	101	89	100	100	99	98	97	96	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)	28,115	28,898	29,236	28,773	28,260	27,841	27,290	26,719	26,187	25,579	25,027	24,419	23,867	
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)														
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)	738,231	727,455							184,539					

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度
収益的収支分				
うち基準内繰入金		120,943	95,172	95,022
うち基準外繰入金		104,643	80,672	70,602
資本的収支分		16,300	14,500	24,420
うち基準内繰入金		9,870	12,575	14,838
うち基準外繰入金		9,870	12,575	14,838
合計		130,813	107,747	109,860